

税金

償却資産の申告をお願いします

1月1日現在所有している償却資産(事業用資産)が未申告の方は、至急申告をしてください。未申告と思われる方には、8月以降に通知を送付します。必ず確認してください。

※申告書などが必要な場合は問い合わせてください。

※便利なeLTAx(エルタックス)による電子申告も可能です。詳しくは市公式サイトをご覧ください。



問合せ 課税課資産税係(内)153

特例措置があります 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等の固定資産税

令和5年度税制改正で、中小事業者等の前向きな設備投資や賃上げを後押しするために、先端設備等導入計画の認定を受け一定の要件を満たした中小事業者等は、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁ウェブサイト、または市公式サイトをご覧ください。問合せ 固定資産税について:課税課

資産税係(内)153 / 「先端設備等導入計画」の認定について:産業振興課 工観光係(内)655



▲中小企業庁ウェブサイト



届け出

工場・指定作業場の設置・認可の届け出を

工場

工場を新たに設置する場合、または認可を受けた工場の設備などを変更する場合には、工場設置(変更)認可申請書を、着工60日前までに市へ提出してください。

対象 次の物品の製造、加工または作業を常時行う工場

- ① 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用するもの
② 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する特定作業(例:印刷・製本など)
③ 条例で定める特定の作業(例:金属の酸洗い、ドライクリーニング、金属の切断など)

申請手数料

- ▽工場設置認可手数料(作業場の床面積の合計面積で異なります)
○500㎡以下:8700円
○500㎡を超え1000㎡以下:1万4200円
○1000㎡を超えるもの:2万2000円
▽工場変更認可手数料
1件につき7600円

指定作業場

指定作業場とは、条例に定められた内容の作業を行う場所のことです。20台以上の自動車駐車場、ガソリンスタンドなどの公害発生の恐れがある作業場が該当します。指定作業場を新たに設置する場合や届け出済みの作業場の設備などを変更

くま

8月10日は「道の日」

- みんなが道路を快適に利用できるよう、ルールを守りましょう。
○のぼり旗、立て看板、植木鉢、商品などを道路上に置かない。
○自転車・バイクなどを道路上に放置しない。
○車乗入れ用のブロックを道路上に置かない。
○側溝にゴミや油などを捨てない。
○交通の支障となる樹木の枝などを道路に出さない。
※道路に置いた物品や看板、道路に出た枝などが原因で事故が発生した場合、原因者は責任を問われることがあります。

許可が必要です

- 道路に日よけ・看板・工事用施設を設けるなど、道路を使用する場合、広告などを設置する場合は、許可が必要です。
問合せ
○道路占用 市道:土木課道路管理係(内)295 / 都道:西多摩建設事務所管理課(内)0428-2212517 / 国道:相武国道事務所管理第一課(内)042-643-2007
○屋外広告物 土木課道路管理係(内)294 / 多摩建築指導事務所管理課(内)548-2029

狭い道路の整備促進に「協力を

幅が4mに満たない狭い道路は、見通しが悪いなどの交通安全面だけでなく、緊急車両の通行に支障があるなど、防災面でも問題があります。狭い道路の改善のため、ご協力をお願いいたします。
▽道路用地を寄付または無償貸与で市に提供していただいた場合
舗装整備・用地管理は市で行うほか、固定資産税などの減免があります。
※詳しくは、問い合わせください。
問合せ
道路の整備について:土木課道路管理係(内)295 / 固定資産税などの減免について:課税課資産税係(内)154

はむら家族プロジェクト



「はむら家族プロジェクト」に参加した「はむら家族」を紹介いたします。今回は「Chu Thanh Leさんファミリー」です。【撮影場所】武蔵野公園

愛情はむら



Chu Thanh Leさん(内)
羽村市の皆さんはごとも親切です。困ったことがあったらすぐに電話で教えてください。だからぜひ羽村市には外国人がたくさん住んでいます。同じベトナム出身の友達もたくさんいます。住みやすくて、誰にでも優しくしてくれる羽村市にこれからもずっと住み続けたいです。
※羽村市の魅力や「はむら家族」の写真などを、市公式PRサイトで公開しています。「愛情はむら」で検索してください。
問合せ 秘書広報課広報・シティプロモーション係(内)336

講演会「治さなくてよい認知症」(西多摩連携事業)

認知症になっても、住み慣れた場所で生活したいと思いませんか。元気なうちから認知症のことを正しく知り、地域で暮らし続けるコツを知りましょう。

日時 10月7日(土)午後2時~3時30分
会場 秋川キララホール
対象 西多摩地域在住の方、医療・介護関係者、行政職員
定員 300人(申込順)
講師 上田 諭さん(東京さつきホスピタル精神科医師) ▲申込みフォーム



主催 西多摩地域広域行政圏協議会
申込み・問合せ 8月2日(水)~25日(金)の午前9時~午後5時に、電話、Eメール、申込みフォームまたは直接、高齢福祉介護課介護予防・地域支援係(内)195へ
☐s304200@city.hamura.tokyo.jp

※Eメールで申し込むときは、件名を「治さなくてよい認知症」、本文に「住所、名前、連絡先の電話番号」を記入してください。

する場合は、着工30日前までに、市に設置(変更)届を提出する必要があります。罰則など

認可を受けず工場や指定作業場を設置した場合などは、法人の代表者、代理人、使用人、そのほか従業員などの違反行為とともに法人も罰せられます。東京都公害監察員による立入検査なども行います。適切な手続きをお願いします。
※詳しくは、問い合わせください。
※条例:都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

問合せ 環境保全課(内)227



▲東京都環境局ウェブサイト

スマートフォン相談会

スマートフォンの使い方や操作方法に関する疑問や不安の解消のため、個別対応による相談会を行います。
日時 9月2日(土) 午前9時30分~午後0時30分、午後1時30分~4時30分
会場 コミュニティセンター相談室
対象 都内在住の60歳以上で、スマートフォンの使用について疑問や不安のある方
※申込みは不要です。当日直接会場へ。
※1人あたり最大30分まで。

※来場者多数の場合は、終了時刻前に受け付けを締め切ることがあります。
※自分のスマートフォンについて相談したい場合は、お持ちください。
講師 東京都委託のスマートフォン専門アドバイザー
主催 東京都デジタルサービス局戦略部
問合せ スマートフォン普及啓発事業事務局 ☎050-5536-6049 (月~金曜日の午前9時~午後5時、祝日を除く)

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分~午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。